

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

徳地商工会（以下、当会）のある山口市徳地地域は、山口県の中央部に位置し、東西 17 km、南北 27 km、面積 290.35k㎡ある。徳地地域のほぼ中央を「佐波川」が南下し、三ヶ峰に源を発し、途中多くの支流を合わせながら、徳地地域、防府市を経て、瀬戸内海（大海湾）に注ぐ。佐波川は、流域面積 460k㎡、長さ 56 kmの一级河川である。洪水を防ぐため、昭和 31 年に佐波川ダムが、昭和 56 年に佐波川の支流である島地川に島地川ダムが造られている。浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地すべり、山崩れ及び土石流の発生が多くみられる。



山口市作成 Web サイトから

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：山口市洪水ハザードマップ)

山口市のハザードマップによると、佐波川と島地川の流域では洪水のリスクがある。特に佐波川と島地川の合流付近に立地する当会がある周辺においては、5m～10mの浸水が予想されている。出雲（堀）地区は、当会会員が最も多く、洪水によるリスクが高い地区である。



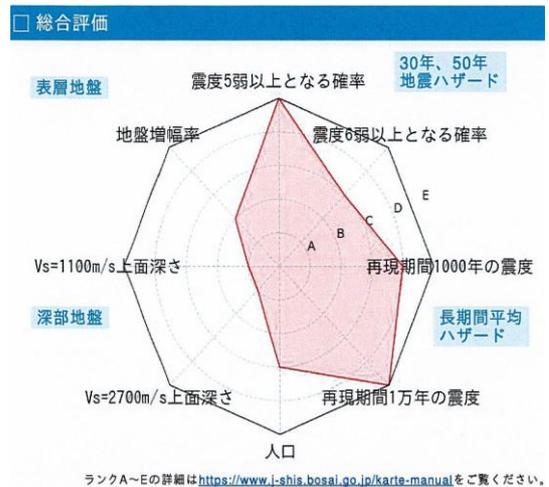
山口市作成の Map 広告紙から

(土砂災害：ハザードマップ)

台風や集中豪雨・地震が原因で、地滑り、土石流、がけ崩れによる土砂災害が発生する。当会のある出雲（堀）地区も土砂災害警戒区域にかかっているが山間地域（柚野、八坂、島地、串地区）より比較的土砂災害は少ない。山間地域では、土石流、がけ崩れの危険エリアが多く、災害が発生すると主要道路（国道 376 号線（山口～徳地～周南）、489 号線（徳地～阿東））が通行できなくなる可能性がある。

(地震：J-SHIS)

2024 年版地震ハザードカルテで当会の位置でみると、今後 30 年の間、震度 6 強以上の超過確率 0.9%、6 弱以上 6.0%、5 強以上 26.6%、5 弱以上 68.4%となっている。



J-SHIS 地震ハザードカルテ 2024 基準

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。新型インフルエンザ等の感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、今般の新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の発生は、その感染力の強さから、本市においても大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(その他)

昭和 30 年、40 年代は豪雨、台風等による洪水被害が多かったが、ダム建造後は減っている。しかし、平成元年の豪雨で、慶福橋流失他総額 8 億 2 千百万円の被害が出た。また、近年では、平成 30 年の西日本豪雨の際、土砂崩れによる事業所への被害が発生している。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：224 者（商工会独自調査より）
- ・小規模事業者数：167 者（商工会独自調査より）
- ※うち事業継続力強化に取り組んでいる事業者は 4 者）

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	37	35 (1)	地域内に分散
	建設業	42	36 (3)	地域内に分散
	卸・小売業	61	42 (0)	出雲地区に多い
	サービス業	73	46 (0)	出雲地区に多い
	その他	11	8 (0)	地域内に分散
合計		224	167 (4)	

※小規模事業者数の（ ）内の数値は、事業継続力強化に取り組んでいる事業者数  
※事業継続力強化計画の認定事業者数は令和 8 年 1 月時点で 4 者。その他の取組状況については現時点では把握しておらず、本計画内において実施するアンケート調査・巡回指導等により取組状況を把握する予定。

## (3) これまでの取組

### ①山口市の取組

- ・山口市地域防災計画の策定  
災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、山口市防災会議が作成。この計画は、防災基本計画に基づいており、本市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。  
また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを補完し修正している。
- ・山口市防災ガイドブックの作成及び配布  
地域別のハザードマップと防災に必要な情報を 1 冊にまとめた、山口市防災ガイドブック（仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳）（小郡、嘉川、佐山、阿知須）（陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂）（阿東）（徳地）や山口市防災ガイドブック津波・高潮編（小郡・秋穂・阿知須・陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山）を作成し、市内全戸配布や市 Web サイト掲載等により防災意識の啓発に努めている。
- ・山口市防災メール配信サービスの提供  
登録制によるメール配信により、気象警報、雨量、水位などの防災情報や避難に関する緊急情報を提供している。
- ・防災実動訓練  
大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践をしている。これを通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行っている。訓練は、地域の特性、危険性、過去の災害の教訓等に対応した内容で実施しており、市民の防災対策に関わる防災グッズの展示等を企業等関係者の協力により行っている。
- ・防災備品の備蓄  
災害が発生した場合、民間企業等に対し、直ちに供給要請を行うことができるよう応援協定を締結しており、食料の確保、飲料水の供給、生活必需品等の確保に努めている。
- ・山口市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定  
国・県の行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針として作成。本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

## ②当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・事業者 BCP 及び事業継続力強化計画策定支援
- ・山口県火災共済協同組合、損保会社と連携した損害保険への加入促進

## ③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・地区内小規模事業者を巡回し事業継続力強化計画策定に係る指導：1 者
- ・小規模事業者による事業継続力強化計画策定数：4 者
- ・事業継続力強化計画策定セミナー：令和 4 年度開催：5 事業者
- ・損保会社と連携した損害保険への加入支援：3 者



▲事業継続力強化計画策定セミナー  
(令和 3 年度実施)

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ・地域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害等リスクについて当会、山口市関係部署との間で十分な議論が出来ていない。
- ・本計画の実行にあたり、当会会報やセミナー等を通じ、事業継続力強化計画の必要性や計画策定の手順等について周知してきたが、事業継続力強化計画策定事業者は少なく、当会において計画策定支援をした事業者は 1 件に留まり、策定にあたっての支援が十分出来ていない。

### 【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや巡回・窓口における聞き取り等で把握する。
- ・当会、山口市と年 1 回の協議会を開催し本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行う。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行うため、山口県火災共済協同組合、損害保険会社や関係支援機関と連携し、セミナーの開催や個別に専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに勉強会開催や他の支援機関等が開催するセミナーに参加し専門知識の習得及び情報収集に努め策定支援に結び付ける。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し会報、セミナーやアンケートを通じて、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会の職員は、不測の事態に対応するノウハウを理解し、他の機関との協力体制を構築し運用するスキルを身に着ける。また、事業者に助言を与えることのできるレベルの保険・共済に対する知識や実用上の注意点を習得する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と山口市との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有をはかる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時に速やかな拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制整備をするとともに、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
- ・事業者の事業継続力強化計画の作成を支援する。

具体的には以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ・会報等による周知：年 2 回
- ・事業継続力強化計画または BCP の策定・見直し支援：年 2 件

- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認：年 10 件  
巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・感染症の拡大がみられた際には、感染症に関わる相談窓口を設置。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

- (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
  - ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや巡回・窓口における聞き取り等で把握する。
- (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
  - ・巡回経営指導時に、山口市が作成した「山口市防災ガイドブック」の活用を促し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響の事前把握を推進する。さらに、自然災害による影響を軽減するための、取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、山口市が取り組む「山口市防災気象情報」や「山口市防災メール」（事前登録制）の周知を行い、活用を図る。
  - ・当会報やHP、メール等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
  - ・経済産業省HP掲載のリスクファイナンス判断シート等活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。  
[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)
  - ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
  - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
  - ・新型インフルエンザ等の感染症に関しては、国が示す指針等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- (3) フォローアップ
  - ・小規模事業者の事業者BCPの取組状況の確認を行い、確認した状況に応じて、専門家の派遣、関係機関との連携により必要な改善を行う。
  - ・「山口市内商工会・商工会議所」事務局会議（構成員：山口市、山口商工会議所、山口県央商工会、当会）を年1回以上開催し、事業者BCPの取組状況の確認や改善点等について協議する。
  - ・小規模事業者等にハザードマップを少なくとも年1回以上確認するように促す。
- (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ
  - ・会報等で地域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例などを紹介し、事業所者の防災・減災の取組を共有する。
- (5) 関係団体等との連携
  - ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCPの策定支援を実施する。
  - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
  - ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。
  - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
  - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

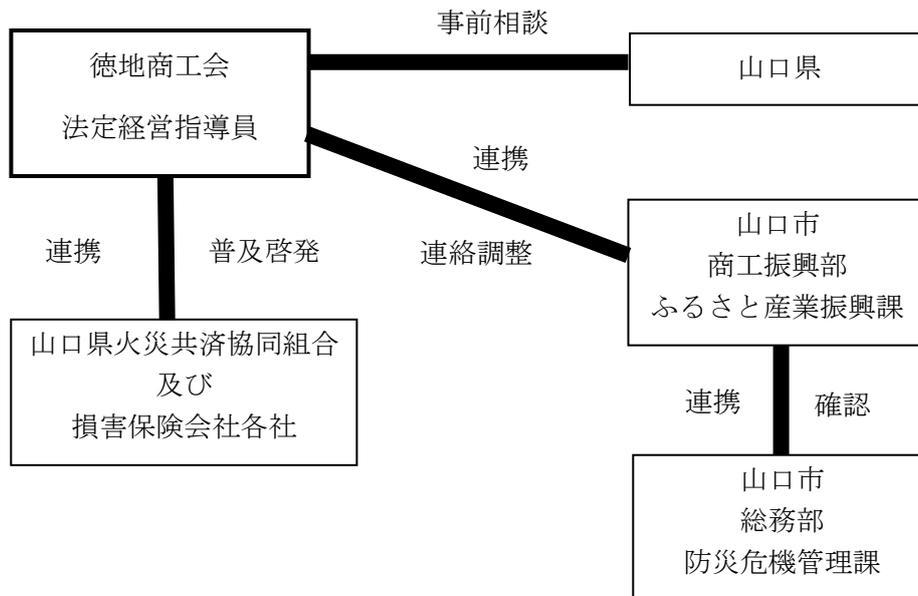
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) **実施体制** (商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、山口市商工振興部ふるさと産業振興課・総務部防災危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である山口県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 法定経営指導員1名が巡回・窓口により、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を整える。
- ・ また、保険加入促進については、山口県火災共済協同組合やその他損害保険会社と連携し、セミナーや個別相談会等を実施する体制を整える。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、他職員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と山口市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

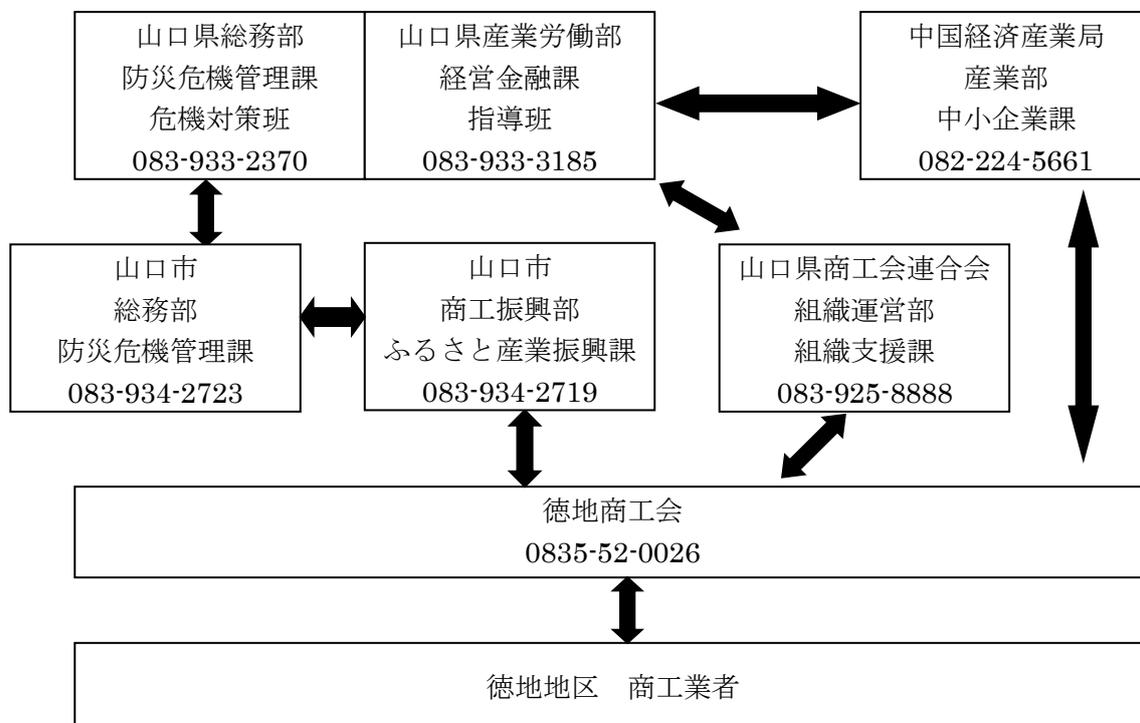
④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

＜発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 当会と山口市は、自然災害の発生や新型インフルエンザ等の感染拡大が確認された時に、地区内の小規模事業者からの被害情報等を迅速かつ円滑に共有できる仕組みを構築する。
- ・ 当会と山口市は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め決める。
- ・ 当会と山口市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と山口市が共有した被害情報等を、メール又はファックスにて当会又は山口市より、速やかに山口県へ報告する。
- ・ 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、確認した被害等の情報を随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県産業労働部経営金融課へ被害状況を報告する。
- ・ 感染症流行の場合など、適宜、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と山口市が共有した情報をメール又はファックスにて当会又は山口市より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先  
法定経営指導員 山本 則和（連絡先は後述（3）①参照）
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
  - ・ 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 山本 則和 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

徳地商工会

〒747-0231 山口県山口市徳地堀1817番地

TEL : 0835-52-0026 / FAX : 0835-52-1485

E-mail : [tokuji@yamaguchi-shokokai.or.jp](mailto:tokuji@yamaguchi-shokokai.or.jp)

②関係市町村

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

TEL : 083-934-2719 / FAX : 083-934-2650

E-mail : [furu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:furu@city.yamaguchi.lg.jp)

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	70	70	70	70	70
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ作成費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、山口市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

